

会員規程

2024年4月1日施行

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人エコシステム社会機構（以下「当法人」という。）の定款第3章に規定する会員について必要な事項を定める。

(会員の構成)

第2条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会し、社員総会における議決権を有する企業又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同して入会した企業又は団体
- (3) 行政会員 当法人の目的に賛同して入会した地方公共団体
- (4) 研究会員 当法人の目的に賛同して入会し、研究を行う個人

2 正会員又は賛助会員は、当法人が組成し別に定める各タスクフォースにおいて業務執行の決定を担う幹事になることができる。

(入会手続)

第3条 正会員、賛助会員又は研究会員として入会しようとする者は、当法人に企業又は団体の名称及び住所等の必要事項を記入した入会申込書を提出のうえ代表理事の承認を受けるものとする。この場合において、正会員又は賛助会員に関し、代表理事は幹事の確認を求めることができる。

2 行政会員として入会しようとする者は、当法人に必要事項を記入した入会申込書を提出する。

3 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合、速やかにその旨を当法人に届け出る。

(入会条件)

第4条 次の各号に該当する者は、当法人に入会を申し込むことができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある企業又

は団体

- (3) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的企業又は団体

(会員資格)

第5条 会員資格の有効期間は、当法人が入会を受理した日（以下「入会日」という。）から入会日の属する事業年度末までとする。

- 2 会員がその資格を喪失した場合を除き、会員資格は、自動的に1年間更新される。

(会費)

第6条 年会費は1口10万円とし、正会員は3口以上、賛助会員のうち幹事になる者は3口以上、それ以外の賛助会員は1口以上を当法人に納入するものとする。

- 2 入会初年度について、入会日が期の途中であっても、前項で定める年会費とする。

(退社手続)

第7条 会員は、当法人に退社届を提出することにより任意にいつでも退社することができる。

(権利)

第8条 正会員、賛助会員及び行政会員は、当法人の会員との企業共創又は公民連携によるビジネスモデル創出及びプロジェクト推進の機会を得ることができる。

- 2 正会員、賛助会員及び行政会員は、当法人の会員が提供する地域課題及び対応に資する知見を得ることができる。
- 3 正会員、賛助会員及び行政会員は、研究会員による基礎研究の情報提供を受けることができる。
- 4 研究会員は、研究プロジェクトの推進及び社会実装に関して、正会員、賛助会員及び行政会員に協力を求めることができる。

(研究会員)

第9条 研究会員は、当法人の研究プロジェクトにおいて、業務執行の決定を担う。

- 2 研究会員は、理事会において、研究プロジェクトの実施計画及び成果の報告を行うものとする。
- 3 研究会員は、研究プロジェクトの協力者を当法人に届け出るものとする。

- 4 研究会員は、前項の協力者に対しては、研究プロジェクトに必要最低限の範囲で秘密情報を開示できる。また秘密情報の取り扱いについて、研究会員は、協力者の行為に対する責任を負う。

(権利義務の譲渡禁止)

第10条 会員は、当法人の定款、本規程及び別に定めるところの地位、権利又は義務を、第三者に譲渡、担保提供、その他処分してはならない。

(公表手続)

第11条 当法人の事業について、会員が外部への公表を行う場合（学会発表又はプレスリリースを含む。）、当法人にその旨を通知するものとする。

(ロゴマーク使用)

第12条 会員は、次のいずれかに該当する場合に、当法人のロゴマークを使用するものとする。

- (1) 当法人の事業について外部に公表する場合
- (2) 当法人の事業に係る啓発活動及び広報活動を行う場合

(個別規定)

第13条 本規程を実施するために必要な事項について、別に定めることができる。

(改廃)

第14条 本規程の改廃については、理事会が決定する。

(施行)

第15条 本規程は、2024年4月1日から施行する。